

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

令和3年8月3日

盛岡広域振興局長 高橋 達也

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 DCM株式会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 DCMホームック盛南店 盛岡市向中野七丁目16番77号
- (3) 変更しようとする事項 駐車場の位置及び収容台数
- (4) 変更する年月日 令和4年3月17日
- (5) 変更の理由 店舗運営計画の見直しのため

2 届出年月日 令和3年7月16日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所